

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号					
基本目標	11	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること				
施策目標	1	国立試験研究機関等の体制を整備すること				
	I	国立試験研究機関等における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること				
担当部局・課	主管部局・課	大臣官房厚生科学課				
	関係部局・課	医政局国立病院課 障害保健福祉部				
実績目標1	評価過程の継続的实施を図ること					
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>評価を継続的に実施するため、各国立試験研究機関等において評価委員会を定期的 に開催する。</p> <p>(評価指標の考え方)</p> <p>評価委員会の開催件数により、各機関において、評価委員会が定期的 に開催されているかを把握する。</p>						
(評価指標)		H13	H14	H15	H16	H17
各機関における評価委員会開催件数		5	10	4	5	5
(備考)						
実績目標2	機関全体の定期的(少なくとも3年に1度)な評価の実施の確保を図ること					
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>旧厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針(平成14年8月27日厚生科学課 長決定。以下「旧指針」という。)及び新厚生労働省の科学研究開発評価に関する指 針(平成17年8月25日厚生科学課長決定。以下「新指針」という。)等に基づき、 機関全体について、少なくとも3年に1度定期的に、評価を実施する。評価が実施さ れているかどうかについては、旧指針及び新指針において、「研究開発機関の長は、 当該研究開発機関の所管課を通じて評価報告書を厚生科学審議会に提出するものとし る」とされていることから、厚生科学審議会への当該報告書の提出件数により把握す る。</p> <p>(評価指標の考え方)</p> <p>評価を実施した機関件数により、定期的に評価が実施されているかを把握する。</p>						

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
機関全体の評価を実施した機関件数	0	0	4	5	2
(備考) 新指針は、旧国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成13年11月28日内閣総理大臣決定。以下、「旧大綱的指針」という。）を発展的に見直した新国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「新大綱的指針」という。）を踏まえ策定。これを受け、平成17年度の新指針策定以降の実績は当該指針等に基づき実施。なお、新指針の内容は、評価項目が1項追加されたこと等を除き、旧指針と同じ。					
実績目標 3	評価結果等のできるだけ具体的な内容の公表を推進すること				
(実績目標を達成するための手段の概要) 旧指針及び新指針等に基づき、各機関における評価の結果を公表する。					
(評価指標の考え方) ホームページ等における公表を行った機関数を把握する。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
評価結果の公表等を行った機関数	0	0	2	1	2
(備考) 平成17年度の実績は新指針に基づき実施。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
<p>国立試験研究機関等の機関評価については、旧指針及び新指針等に基づき、少なくとも3年に1度以上定期的に、外部の専門家により構成される評価委員会において実施。その結果を厚生科学審議会の資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により公表している。</p> <p>また、評価の結果に関し、改善を求める必要があるとされた事項については、所管課より当該機関に対して指摘を行っている。それを受け各機関は、対処方針を策定し、厚生労働科学審議会に報告し必要な措置を講じるとともに、機関におけるホームページにも公表している。</p> <p>これらの研究開発評価のプロセスにおいては、研究重点化の方向性、社会貢献、国際協力、倫理規程の整備といった諸課題について議論されており、その結果、様々な形で機関の運営の改善が図られていくことが必要である。</p>

(2) 評価結果

施策手段の有効性の評価

- ・ 実績目標 1 について
評価に当たっては、外部評価を積極的に活用することが有効であることから、厚生労働省所管の国立試験研究機関等については、各機関に外部の専門家を構成員とする評価委員会を設置して継続的に開催し、評価を実施している。
- ・ 実績目標 2 について
各機関において、研究をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、適切な研究の推進を図るためには、機関運営と研究の実施・推進の両面から、定期的な評価を行うことが有効である。このため、厚生労働省所管の国立試験研究機関等については、少なくとも 3 年に 1 度定期的に、評価を行うこととしている。
- ・ 実績目標 3 について
評価の公正さや透明性を確保するためには、評価の結果について、できるだけ具体的な内容を公表することが有効であることから、厚生労働省所管の国立試験研究機関等については、評価の結果を公表することとしている。また、現在は評価結果を厚生科学審議会に報告し、その資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により随時公表している。なお、公表されていないものについても、今後公表予定とする。
また、各機関においては、所管課から指摘された改善すべき事項等について、具体的な対処方針を検討及び公表し、必要な措置を講じている。これにより、評価結果がその後の研究の重点化や実施体制の整備、国際協力の実施、倫理規程の整備等といった形で反映され、研究開発の効果的な実施に大きく寄与している。

政策手段の効率性の評価

- ・ 実績目標 1 について
外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。
- ・ 実績目標 2 について
国立試験研究機関等における研究は、その期間が複数年にわたる研究が多い。このため、毎年評価を行った場合には、成果等が上がらない段階で次の評価を行うこととなることから、3 年程度の間隔を置いて評価を行うことが効率的である。
- ・ 実績目標 3 について
ホームページによる公表は、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において、効率的な手法である。

総合的な評価

国立試験研究機関等の機関評価については、各機関に外部の専門家を構成員とする評価委員会を設置して行い、当該機関内の者の参加を認めていないことから、客観性・中立性の向上を保っている。

また、評価結果の公表等については、各機関が、評価結果を当該機関のホームページ等により公表していることから、おおむね目標を達成したものと考えられる。

評価結果分類	分析分類
1 目標を達成した	1 分析が的確に行われている
② 達成に向けて進展があった	② 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- ・ 新指針の策定に当たっては、厚生科学審議会において審議を行った（旧指針も同様）。
- ・ 機関評価を行う評価委員会には、外部の専門家が参加することとされている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

（「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第10次定員削減計画」「行政改革大綱」等）

- ・ 科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）において、研究機関の評価は「機関運営と研究開発の実施の面から行う」、「評価の公正さ、透明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部評価を積極的に活用する」こと等とされている。
- ・ 研究機関の評価については旧大綱的指針に基づき実施することとされていたことから、平成15年度及び平成16年度の機関評価等はこれを受けて策定した旧指針に基づき実施。

また、平成17年度の機関評価等は新大綱的指針を受けて策定した新指針に基づき実施。

③総務省による行政評価・監視等の状況

- ・ 科学技術に関する行政監査結果に基づく勧告（平成12年12月18日総務庁長官）において、機関全体の運営に係る評価の実施、評価委員会の構成員、課題評価の実施、評価結果の公表等について勧告（回答及びフォローアップ提出済み）

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

なし